

令和7年2月28日

事業者  
安全衛生管理担当者 ) 様  
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和7年3月～令和7年5月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和7年3月中旬～令和7年5月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

各種感染症も相変わらずの状況です。当会では、下記の対策をとった上で、開催をしていきます。

現在の新型コロナ・インフルエンザ等感染症対策

- 会場入口にアルコール消毒器等を設置します。
- 講習会では、終日、閉鎖された同一会場（窓・扉は一部開放しますが…）での受講となりますので、マスクの着用を推奨します。（着用は自己判断）
- 講習会の内容により使い捨て手袋等を配付します。

### 3月開催の講習会

ただ今受付中の講習会はありません。

年度末のため、3月後半は実施しておりません。

### 4月開催の講習会（受付開始は3月7日（金）13時予定）

4月10日（木）

化学物質管理者専門的講習（化学物質の取扱事業場向け）1日講習

※ 化学物質管理については、こちら（ケミサポHP）を参考にしてください。



4月11日（金）

新入者安全衛生教育

法令上、新規採用者に対しては雇い入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。

（中途採用も可）

近年、労働災害が増加傾向にあります。労働災害防止のために、入社時から労働災害防止の意識と知識を持たせることが重要となります。積極的な受講が期待されます。

4月15日（火）～16日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

**比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！**

4月17日（木）

保護具着用管理責任者講習

**比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！**

**1月の講習会も満席になりました。**

4月22日（火）～23日（水）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要になります。

**対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。**

## 5月開催の講習会（受付開始は4月上旬）

5月8日（木）～9日（金）（2日目は12時10分までの講義）

安全衛生推進者養成講習

新たに安全衛生推進者を選任する場合には、受講が必要になります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が10人以上50人未満の事業場です。

5月9日（金）**午後1時30分～4時30分頃までの講習です**

**ハラスメント防止対策研修**

セクハラ、パワハラ、最近ではカスハラ等も企業にて対応すべき重要項目となってきました。

ハラスメントがあれば、職場環境が悪くなるなんてことは当たり前です。

自社の職場環境を良好なものとして、業務の効率アップ、定着率の向上に努めましょう。

アンガーマネジメントについても説明します（入門編）

**前日から開催の安全衛生推進者養成講習に引き続き、受講申込みが可能です。**

詳しくは「やまなし労働基準」の4月1日号内の記事をご覧ください。

5月12日（月）～14日（水）

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

5月15日（木）～16日（金）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。

グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となりました。

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

5月22日（木）

### 労務管理講座（労働関係法規にかかる基礎講座）

労働基準法に基づく適切な労務管理等について学んでいきます。関係法令だけでなく、雇用の現場で起こりやすい労使トラブルやハラスメント対策など具体的な対応事例等を含めてご説明します。さらに、最近では法改正（育児・介護休業法）や労働安全衛生法の適用拡大等労務・安全衛生管理上大きな流れがあります。

これらについて元基労働基準監督官である講師が労働基準監督署との付き合い方も併せてご説明します。

初めての方だけでなく中小企業の経営者にも知っておいていただきたいこと満載です。詳しくは「やまなし労働基準」の4月1日号内の記事をご覧ください。

5月23日（金）

### 自由研削といしの取替等特別教育

5月27日（火）～28日（水）

### 有機溶剤作業主任者講習

比較的申込みの多い講習会です。お早めのご対応を！

5月30日（金）

### 高齢者安全対策研修

近年、高齢労働者の就労者数が増えるだけでなく、労働災害の発生比率も他の年齢層に比べて高くなっています。企業として労働災害の削減を図っていくためには高齢労働者対策が重要なものとなっています。

そこで、安全衛生担当者として高齢労働者の特性を理解し、どのようにリスク管理をしているのか、また、高齢労働者が自らの身体機能変化を認識し、どのように体力維持を図ってもらうか等について、講義や実習を通じて学んでいきます。



令和7年4月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、  
3月7日（金）13時を予定しています。

令和7年度の教育計画については、当会HPに掲載しています。

年間の安全衛生教育計画策定のご利用ください

申し込みに当たっては、山梨県労働基準協会連合会 HPでご確認ください。